

大阪市告示第1403号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月10日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
愛媛銀行	新大阪支店	変 更 前	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目1－3 SORA新大阪21 2階	令和7年 12月1日
		変 更 後	〒541-0046 大阪府中央区平野町2丁目3－7 アーバンエース北浜ビル13階 大阪 支店内	

(会計室会計管理担当)